

○ 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>（免許申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第六条 法第五十六条の第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものである。</p> <p>〔項を削る。〕</p>	<p>（免許申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第六条 法第五十六条の第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2   前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>3   第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 免許申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p>

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第三十一条 法第五十六条の二十の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

「項を削る。」

「項を削る。」

(認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第四十一条 法第五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

「項を削る。」

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第三十一条 法第五十六条の二十の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2|| 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式

3|| 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 免許申請者の商号又は名称

二 申請年月日

(認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第四十一条 法第五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2|| 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなけ

<p>「項を削る。」</p>	<p>ればならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格 X 六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリユーム及びファイル構成については、日本産業規格 X 六〇五に規定する方式</p> <p>3   第一項の電磁的記録には、日本産業規格 X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。</p> <p>一 認可申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	